

「働くルール」検定挑戦を

仕事をしていない仮眠時間は労働時間に含まれる？ 含まれない？ 働く人が知っておきたい労働法などの知識を問う「ワークルール検定」が、6月に札幌で行われる。

働く人の権利に関する出前講座を道内で開くNPO法人「職場の権利教育ネットワーク」(札幌)が、全国で初めて実施するもので、11月には札幌のほか、旭川、函館、帯広でも行う。

同ネットワークは2007年、労働法が専門の大学教授や弁護士らで設立。高校生や小中学校教員向けの講座を開いている。

ただ、北海道労働局に寄せられた昨年度の労働相談は3万8808件と過去最多に上るなど、ト

ラブルは後を絶たない。同ネットワークは「労働者も経営者も働くことに

関する基本的なルールの知識が不足している」と考え、広い層にワークルールを知ってもらうために検定の実施を決めた。

検定では、労働基準法や労働組合法、男女雇用機会均等法などの法律のほか、転勤命令や内定の取り消しに関して争われた裁判例などから出題する。「アルバイトの学生

にも労働基準法は適用されるのか」といった、知ってほしいとあまり知られていない問題の出題を想定している。

NPO、6月札幌で初開催

労基法や判例 知識問う

検定前の講習会への参加が必要。中級以下の検定はマークシート形式で20問を出題し、上級は論文も盛り込む予定。合格基準は各級とも70%以上の正答に設定する。検定料は初回は千円で、2回目以降2千円。

同ネットワークの道幸哲也・代表理事は、「検定を通してルールが社会に定着し、『働きやすい職場』の実現に貢献できれば」と話している。

6月の検定の申し込みは4月19日から受け付ける予定。問い合わせは同ネットワーク ☎011・211・8742へ。

「ワークルール検定」想定問題

- ①大雪などの自然災害で職場に行けなかった場合、その日の賃金は支払われるか？
- ②労災の認定を受けて、休業補償を受けている場合、慰謝料は請求できない？
- ③賃金の支払日が25日の会社を1日に退職した。1日分の賃金をすぐに支払ってもらうことはできるか？

①支払われる ②請求できない ③支払ってもらう